

## 管理手数料

JASRAC の管理手数料は、著作権管理の業務に要する実費を賄うもので、著作権等管理事業法の定めに従い、[管理委託契約約款](#)において利用形態別に料率（届出料率）を定めています。また、実際に適用する料率については、著作者、音楽出版社、学識経験者等で構成する理事会の承認を得て、届出料率の範囲内で実施料率を決めています（[管理手数料届出・実施料率表](#)）。

管理手数料は、各分配期に関係権利者への分配額から控除します。

なお、管理手数料収入の年度合計額が、実際に要した経費を上回った場合（この上回った分を収支差額金といいます。）には、使用料に組み戻され、[収支差額金分配規程](#)に基づき翌年度の 9 月、12 月及び 3 月の各分配期に権利者に分配されます。